

# 「千住いえまちプロジェクト」会則

## (名称)

第1条 この会は「千住いえまちプロジェクト」(以下「本会」と略す)と称する。

## (会員)

第2条 本会の会員は本会の目的に賛同する人を持って構成する。

## (目的)

第3条 本会は千住の旧街道周辺地域(千住1～5丁目、仲町、河原町、橋戸町)を中心に歴史的建物等の実測調査・研究・建物活用等を行い、会員相互の親睦と協調を深めながら、千住の魅力を発掘することを目的とする。

## (役員)

第4条 本会は次の役員を置き、第2条の会員よりこれを選出する。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名 監事1名

## (役員 of 責務)

- 第5条
- 1 会長は、本会を代表して会務を総括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はこれを代行する。
  - 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
  - 4 監事は会計事務を監査する。

## (役員 of 任期)

第6条 役員 of 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## (会議 of 開催)

第7条 本会は、会長 of 招集により、年1回総会を開催する共に、次の各号 of いずれかに該当する場合、会議を開催する。

- (1) 本会 of 設立趣旨や大幅な事業変更 of 必要が生じたとき
- (2) 会員 of 3分の2以上から総会開催 of 要望があったとき。

## (事業費)

第8条 本会 of 事業費は次を充てる。

- 1 会費は別途定める
- 2 寄付金

ただし、事業費が不足する場合は、臨時に徴収することができる。

## (総会 of 議決)

第10条 会則 of 変更及び事業に関する重要事項 of 決定については、総会において出席会員 of 2分の1の議決を得なければならない。

付則 この会則は平成24年4月1日から施行する。